

長野市農業委員会 第7回総会議事録

- 1 日 時 令和5年8月31日(木)
開始時刻 午前10時00分 終了時刻 午前11時02分
- 2 場 所 会議室141(第一庁舎4階)
- 3 出席委員
1番 阿部 孝二 2番 北村 守 3番 駒村 保幸
5番 久保田清隆 6番 野池 久 7番 長谷部 孝
8番 小池 知永 9番 渡邊 美佐 10番 小林 清男
11番 清水 貢 12番 鈴木啓佐利 13番 奥山 雅茂
14番 山本 忠宏 15番 祢津 光博 16番 北澤 万正
17番 横山 幸季 18番 高木喜久夫 19番 曾根 信一
20番 花見ひとみ 21番 近藤 利章 22番 宮崎 治夫
23番 善財 良治 24番 佐藤 隆 25番 和田 修
- 4 欠席委員
4番 青木 保
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
係 長 倉島 友美 主 事 成島 和沙
農業政策課
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第70号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第71号 非農地決定について
報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第23号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第72号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
議案第73号 長野市農政懇談会の開催について
議案第74号 第8回長野県農業委員会大会における要請事項について

熊井主幹 それでは、定刻より若干、早いわけでございますけれども、皆さまおそろいでございますので、進めさせていただきます。農業委員会事務局の熊井ですが、よろしく願いいたします。委員の皆さまには、公私、ご多忙のところ、また、お暑い中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、青木会長が遠方へ出張しておりますので、規定に基づきまして、曾根会長代理が会長の職務を代理いたします関係上、私が進行させていただきます。あらかじめご了承をいただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。私のほうで、長野市農業委員会憲章1行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いいたします。それではお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

熊井主幹 ありがとうございます。ご着席願いたいと思います。それでは、ただ今より、第7回長野市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席人数は25名中24名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項で規定する過半数に達しております。なお、欠席議員は議席番号4番、青木保会長でございます。それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。初めに曾根会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

曾根会長代理 どうも皆さま、ご苦労さまです。会長代理の曾根です。また、タブレットを使つての初めての農地パトロールということで大変にありがとうございます。青木会長が熊本県での講演会に出席のため、本日は欠席となっております。昨日も会いまして、皆さまによろしくお伝えくださいという話がありました。また、本日は熊本県農業会議での講演会ということで、熊本県の皆さまに、青木会長のほうから元気の出る講演に期待したいと思います。

皆さんもご覧いただいたと思いますが、昨日の信毎の一面に、長野県の猛暑の農産物の影響ということで大きく報道されました。四つありましてりんごの日焼け、ぶどうの小粒化、水稻の発育不良、レタスの生育遅れということで大きく見出しが出ました。特に、りんごにつきましては、日焼けについて、収穫期を迎えるつがるについて発生があり、深刻な場合は通常の出荷ができなくなるとも掲載されておりまして、春先の霜の被害に続いて大変な状況下が続いているということでもあります。今後の管理について期待したいものです。本日の総会は会場の都合で12時を終了予定としております。不慣れではありますが本日はよろしく願いします。

熊井主幹 ありがとうございます。続きまして、上田事務局長お願いい

月曜日からインターンシップでお世話になっております。本日は
よろしく申し上げます。

熊井主幹 続きまして、議長就任でございます。長野市農業委員会総会
則第6条の規定で、会長が総会の議長となるとしておりますけれ
ども、冒頭、申し上げましたとおり、会長不在でございますので、
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づきまして、
議長につきましては曾根会長代理に就任をいただきたいと思います。
議 長 それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
スムーズな議事進行ができますように、委員各位の皆さまのご協
力をお願いしたいと思います。では、着座をお願いしたいと思います。
最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号14番 山
本忠宏委員、議席番号15番 祢津光博委員をお願いいたします。
議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31
条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、
もしくは配偶者に属する事項について、その議事に参与するこ
とができないとしています。当事者また関係者となっている方がご
ございましたら、お申し出をお願いしたいと思います。よろしいで
すか。

【該当者なし】

議 長 では続きまして、次に議案の訂正等の報告を事務局からお願い
します。

熊井主幹 初めに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りし
ました資料及び、皆さまに事前にお届けをしております資料、そ
してご持参をいただいた資料につきましては、別紙、総会資料一
覧表確認用のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。
なお本日、議案の訂正等はございません。以上でございます。

議 長 では議事に入ります。農地法等に関する事項についての審議を
行います。議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いしま
す。

熊井主幹 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請につきまし
て、ご説明を申し上げます。以降、ご説明は着座にて失礼をいた
します。本冊1ページをご覧いただきたいと思います。番号1番
から5ページの16番までの16件でございます。内容は所有権移
転案件が14件、使用貸借権案件が2件となります。4番、6番、
11番、14番、15番及び16番は農家創設でございます。2番、3
番、7番、8番、9番及び10番は10アール未満の案件ございま
す。また、5ページの15番と16番は関連案件で、両方の権利

取得面積の経営面積が1,212㎡でございます。農家創設となります。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明、並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いしたいと思っております。初めに、北部調査会長から1番から4番についてお願いします。

善財地区調査会長 　1番は、使用貸借権の設定でありまして、同一世帯に属する親子の間で、1,020㎡の使用貸借権設定をしたいというものでございます。それから2番、所有権移転、有償の売買ですが、これは宅地とそれに付随する農地を購入するというものでありまして、農地取得面積は10アール未満でありまして、タマネギ、ジャガイモ等を作付けしたいというものであります。それから3番、これも同じく所有権移転、有償で同じく10アール未満の取得ですが、受人の自宅隣接地の取得でありまして、レタス、キャベツを栽培したいというものでございます。

それから次のページ4番、所有権移転、有償でありまして、この土地、相続によって取得した渡人が耕作できずに近隣の農家が草刈り等の管理を行ってきた土地でありまして、今回、受人が買い受けしたいということで売買契約が成立したものであります。農家創設でありまして、現在ぶどうを栽培しておりますが、りんごを作付けしたいというものであります。以上4件、許可要件に該当していきまして、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続いて、西部調査会長から5番についてお願いします。

和田地区調査会長 　西部調査会の和田です。5番につきましてお願いします。受人の●●さんは、現在、長野市戸隠で農地を所有し農業を行っております。今回、箱清水3丁目で中古住宅を購入して、そこに入居予定で、そこに付随する農地を購入し、ナス、キュウリを栽培するという事案で、許可要件に適合しており、問題ないと認められます。以上です。

議 長 　続いて、中部調査会長から、6番から8番についてお願いします。

北村地区調査会長 　中部調査会の北村でございます。6番ですが、農家創設であります。調査会に出席いただいて、直接、本人から営農計画等を確認しましたが、内容は着実なもので、なおかつ気概を持っており、若い人でありますので、期待できると思っております。許可要件に適合していると判断いたしました。7番は、親子間の贈与であります。

お母さまのやっていた農地を子どもが引き受けるという案件であります。8番は、空き家バンク登録しておりました空き家を取得しまして、その前にある農地を取得したのですが、かつては空き家に付随する農地でやっておりましたが、今は3条でできるということでありまして、いずれも許可条件に適合する問題はないというふうに判断いたしました。以上であります。

議 長 続いて、南部調査会長から、9番から11番をお願いします。
小林地区調査会長 南部調査会、小林です。南部調査会では9番から11番ということになります。特に11番につきましては、農家創設ということになっております。営農計画等、調査会にご出席いただいて審議いたしました。また、9番、10番につきましては、所有権移転となります。10アール未満ということで、いずれにしろ許可要件に適合しているということで、調査会では許可と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部調査会長から、12番及び16番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず12番ですが、渡人と受人が親戚関係、おば、おいの関係で、受人のほうが以前から、該当地を耕作をされていたというものです。13番につきましては、渡人、受人との間で、以前に農地の所有権移転が行われていまして、今回の移転は、賃借権の設定が一部されていた農地について、期間の満了に伴って、所有権の移転の手続きが行われたものです。14番が、農家創設の方です。受人の●●さん、年齢は割と高いんですけども、以前から親戚等の田んぼのお手伝いもされていたというようなことで、経験も大変、豊富でいらっしゃるということです。耕作地についても良好に管理はされていると。将来は子どもたちが引き継いでいく予定ということです。現在、大型機械等は、操作等はできないということで、そういったものについては委託を考えておいでということです。

15番、こちらも農家創設の案件です。15番については、渡人と受人、親子の関係になります。16番については、兄弟関係での貸し借りということになります。一部、所有権を移転したのですが、まだまだ面積的に不足というような中で、お姉さんの農地を貸借するというものでございます。いずれの案件も、農家創設の方についても意欲的に取り込まれるということで問題ないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は、挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第 67 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおりに決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊 井 主 幹 議案第 68 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番、1 件でございます。1 番は、農家住宅敷地を拡張する転用案件で、面積は 214 m²でございます。また、備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和 5 年 7 月 14 日付けで、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件等に照らし特に問題がないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとご決定をいただきまして、県に進達しておりました農地法第 4 条の 1 件は許可済みとなっておりますので、ご報告を申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件について、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。北部調査会長から、1 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 本件、農家住宅敷地の拡張でありまして、隣接地を取得して宅地にしたいというものでございます。地域周辺に支障を与える影響は少ないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第 68 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成ですので、議案第 68 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊井主幹 議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。9 ページをご覧いただきたいと思ます。番号 1 番から 12 ページ 8 番までの 8 件でございます。1 番は、駐車場及び事業所緑地を設置する転用案件で、備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和 5 年 5 月 15 日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。また、この案件につきましては、同じく備考欄に機構意見と記載がありますが、30 アールを超えるものでありますため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であり、北信地区常設委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果をふまえて、長野県で許可、不許可の決定を行うものになります。

2 番は、農家住宅を建築する転用案件です。3 番は、住宅への進入路を設置する転用案件で、2 番と 3 番は関連案件でございます。4 番は、砂利採取用地とする一時転用案件で、許可の日から 1 年間としております。5 番は、自己用住宅を建築する転用案件です。6 番は、住宅敷地を拡張する転用案件で、備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和 5 年 7 月 14 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。7 番は、建物敷地を拡張する転用案件です。8 番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。また、5 番と 8 番は、備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題はないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 11 件は、全て許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いしたいと思います。初めに北部調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 1 番、所有権移転、有償の案件ですが、総面積およそ 1 ヘクタールでありまして、転用の目的は、ここに記載のとおり、事業所

緑地がおよそ 8,000 m²、駐車場としておよそ 2,000 m²を新たに取得するというものでありまして、本件につきましては、工場立地法の規定によりまして、事業所総面積の 15 パーセント以上の緑地が必要であるにもかかわらず、既存の面積が足りていなかったということが発覚したことによりまして、工場の隣接地を取得して、緑地並びに駐車場が不足しているため、新たに取得したいというものでありまして、近隣に与える影響は少ないと判断しまして、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、西部調査会長から、2番及び3番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部調査会の和田です。2番と3番につきましては関連案件でありまして、借受人の●●さんは現在、借家に住んでおりまして、子どもさんが生まれたということで、狭くなったということで持ち家の検討をしています。2番は、貸人と借受人は親子でありまして、借り受けの農家住宅の建設用地として、借り受けるものがあります。借受人の実家は長野市小鍋にりんご栽培を行っており、借受人も実家でりんご栽培を 1,500 m²行っております。本地は市街化調整区域であります。農家住宅の建設は可能でありまして、本件の南側から市街化区域で住宅が立ち並んでおり、周辺農地の営農への支障はないものと判断されます。また、3番につきましては、2番の農家住宅への進入路として購入するものであり、2番と3番を併せて許可することに支障はないと認められますので、よろしくをお願いします。

議 長 続いて、南部調査会長から、4番及び5番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部調査会、小林です。4番につきましては、これはですね、篠ノ井の杵淵において砂利の採取のための一時転用の申請です。砂利採取につきましては、長野建設事務所所長が許可する砂利採取法の許可と同時進行となっております。南部地区調査会で審議したところ、周辺農地への影響は認められないと判断いたしました。また、事業計画には、跡地へは良好な土を埋め立て、農地のもともとの表土を 50 センチ敷き、農地へ復元すると。事業において生じた周辺住民からの意見の対応は弊社にて行うというのが書かれております。計画書に従い事業を実施することを申請者から確認を取りました。また、長野建設事務所へ申請している砂利採取法の許可申請に、添付資料として地元の区長会の同意を得ているということも確認しております。

続きまして、番号5番ですけれども、篠ノ井横田に自己用住宅の申請であります。申請者は長野市内に住んでおります。親の所有している農地を借り住宅を建築することを計画しております。

以上、2件につきまして、南部調査会において許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部調査会長から6番から8番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず6番ですが、追認の案件です。約40年前に、宅地の一部と農地の一部を互いに使用することを約束したというもので、渡人の先代と受人との中で、口頭での約束の中で土地の使用を行っていた。そういった中で、今回、あらためて正式な手続きを踏んで、現況どおり整備を行ったというものでございます。7番につきまして、これも追認の案件なんですけれども、平成7年に受人の施設を建設した際に、既に渡人の敷地の一部を貸していたとか入り込んでいたというもので、それはお互い了解をしていたということです。今回、下水道の工事に伴って、新たに施設の埋設用地が必要になったということで、以前からの部分も含めて、整備の状態に手続きを行うというものでございます。

8番につきましては、分家住宅の案件ですが、譲受人の奥さんと譲渡人とは親子関係ということになります。周囲への影響もない開発行為だというふうに判断しております。ということで、以上のことから、全て許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第69号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成ですので、議案第69号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第70号 農振除外等に関わる意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から、議案の説明をお願いします。

農業政策課 ありがとうございます。農業政策課の豊田と申します、よろしくお願いたします。それでは、議案第70号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊の第7回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。まず、1ページに、軽微変更案件受付表がございます。今回の農業振興地域整備計画の変更は軽微変更2件になります。それでは、資料2ページをご覧ください。まず、軽微変更番号1になり

ます。申出地は、川中島町今井●●で、地目は田。軽微変更面積は、2,119 m²の内 65 m²になります。上中堰土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はございません。農地法は、農用地区域内農地におけます農業用施設のため、転用見込みがあり。この開発許可は、許可不要となっております。続きまして、除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。続きまして、下記の内容説明です。事業計画者の●●さんは、川中島町で2,363 m²ほど耕作しており、主な耕作地である申出地におきまして、耕耘機、田植機、トラック、農業用資材等の農器具を保管するため農業用倉庫を建設し、すでに利用しております。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出するものです。次ページ、3ページに申出地の位置図。4ページ、5ページには、現況写真及び求積図を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして、資料6ページをご覧ください。軽微変更番号2であります。申出地は、篠ノ井塩崎●●で、地目は畑、軽微変更面積は、948 m²の内 16.2 m²になります。該当する土地改良区はございません。農地法は農用地区域内農地におけます農業用施設のため転用見込みあり。開発許可につきましては、許可不要となっております。除外5要件ですが、①から④までは、条件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから土地改良事業等完了から8年の未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。続きまして、下記内容説明です。事業計画者の●●さんは、篠ノ井塩崎地区で7,800 m²ほど耕作しており、水田近くに位置する当該地におきまして、バインダー、ハーベスター、ワラカッター等、農業用機械を保管するための農業用倉庫として利用するため、建築を始めていたものでございます。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出するものです。次ページ7ページに申出地位置図、8ページには配置図と求積図です。9ページには現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。軽微変更につきましてもの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部調査会長から1番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部調査会です。1番ですけれども、追認案件であります。先ほど農業政策課のほうからご説明があったとおりですが、申請者が当該地に農業用倉庫を建設して、既に使用をしているのですけれども、建設当時、用途区分の変更が必要との認識がなかったため、今回あらためて申請したものです。既に存在しておりましたけれども、周辺の営農状況に支障がありませんので、調査会とすれば原案どおりに認めて問題ないというふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続いて、南部調査会長から2番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部調査会では、●●さんの倉庫、写真をご覧いただいて建築するための軽微変更ということになっております。特に、これからこういった機械を保管されるのではないかなというような感じがします。南部調査会では、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。では、これより質疑に入ります、農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。軽微変更2案件について、相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成ですので、議案第70号の軽微変更については相当と決定し、長野市長に意見書を提出していただきます。

続きまして、議案第71号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊井主幹 議案第71号 非農地決定につきまして、ご説明を申し上げます。農地法の議案本冊の13ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から36ページの511番まででございます。36ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただくものは、山林が199筆で面積が73,926.20㎡、原野が312筆、面積は105,338.92㎡、合計で511筆、179,265.12㎡でございます。多くは、6月に、対象者の信州新町地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことからまとまって申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。発言のある方は、挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第71号について、原

案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員、賛成ですので、議案第 71 号については、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告第 23 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いします。

熊井主幹 報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告を申し上げます。37 ページをご覧くださいと思います。番号 30 番から 38 ページの 36 番までの 7 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいということになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用でございます。いずれも市街化区域内の農地の届出で内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につきましてご報告申し上げます。39 ページをご覧くださいと思います。番号 59 番から 47 ページの 81 番までの 23 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の転用届となりまして、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 23 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出につきましてご報告申し上げます。49 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合におきましては、4 条許可が不要ですが農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告を申し上げます。

以上、報告案件 3 件につきましてご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局から報告第 21 号、第 22 号及び第 23 号について説明がありました。発言のある方は、挙手をお願いします。よ

ろしいですか。

【質疑なし】

議

長 質問がないようですので、報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

ここからは、その他農業委員会業務に関わる事項について審議をします。議案第72号 農地法最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。本件につきましては、今月の各調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各調査会での意見等、検討状況を含めて、議案の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。資料につきましては、本日お手元にお配りしました、意見書（案）と書かれているホチキス止めの資料をご覧くださいと思います。本件につきましては、地区調査会で皆さまのご意見をもとに修正しました内容を、記載してございます。修正点につきましてご説明をさせていただきます。資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。③番の果樹振興事業の拡充でございます。本件につきましては、地区調査会のほうから果樹振興について長野市に対して提案してはどうかというご意見がありましたので、このような内容で追加をさせていただきました。

中身でございますが、長野市の農業生産の主力であるりんご、ぶどう、桃などの果樹は品質や味わいが良く、市場や消費者から高評価を得ており、生産者もそうした声を励みに日々、農作業に取り組んでいます。ただ、果樹産地としてのイメージが十分に浸透していないなど、まだまだ消費拡大に向けPRの余地あるものと感じております。一方で、高齢化に伴う樹園地の遊休荒廃化の進行が懸念されており、将来を見据えた果樹振興が必要であると思います。そこで、多様な視点から長野市の果樹振興を進められるよう事業の拡充を提言します。これが追加点でございます。

さらに、5ページ目をご覧くださいと思います。①番の親元就農者支援事業の助成要件の緩和でございます。この要件のところ、2行目になりますけれども、子、孫に加えて、親元の農業を完全継承できる担い手も対象になるような要件緩和を提案します。本件につきましては、修正をさせていただきました。子、孫に加えてと、その要件プラスアルファとしまして、親元の農業を完全継承できる担い手も対象にしてほしい、このように修正してございます。その他の内容につきましては、地区調査会で説明したとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局より説明がありました。それではこれについて

質疑に入ります。本案件について発言のある方は、挙手をお願いします。阿部委員。

阿部委員 今、説明いただいた親元の農業を完全に継承できる担い手もという、この、同族ではないということは分かるのだけど、抽象的でどう捉えていいのか、その辺のところの説明をちょっとしたほうが、分かりやすく説明したほうがいいと思うんだけど。

笠井事務局長補佐 本件につきましては、このように記載文ではあるんですけども、実際の農政懇談会の際は補足説明という形をさせていただきまして、その中で詳しくしたいかと思えます。これまで修正する前に関しましては、意欲のある者、誰でもというような表現方法だったんですね。それだと本当に誰でもになっちゃうのかなっていう、それはまずいんではないかという意見がございまして、今いらっしゃる親元の農業をやっている方の農業を全て継承できる、そのような形の人を対象にというのが、基本的には考えているところなんですけれども、補足説明の中でそこを詳しくやっていきたいと考えております。

阿部委員 一般的には法人であれば役職で取締役とか出資者とかという、要するに普段から経営に携わっているということで分かりやすいんですけど、農業の場合に家族農業の方と家族以外の方が従事するというようになっていくと、その方が土地も農地も継承して農業を継続するという、ちょっと難しい部分もあると思うのだけど、その辺、一番は農業の主体性のある持ち主が、その人が継承であるということによって認めるのか、それとも周りの人が認定するのかという、そういう問題もあると思うんで、ちょっと微妙な点もあると思うんで、拡大解釈すると、ちょっと大変なことになるんじゃないかなと思うんで、それもちょっと注意しながら進めていただけたらと思いますけど。

議長 では事務局のほうで。

笠井事務局長補佐 今、考えておりますのは、今日皆さまのご意見いただいた後、事務局判断で全部決めるのではなくて、9月の役員会の際に、役員の方々に最終決定いただきたいと考えているところございます。今、阿部委員さんのほうからいただいた意見を参考に、修正等を考えていきたいと考えております。

北村地区調査会長 ちょっとすみません。重なるかもしれませんが、この親元のところは認定農業者ではないといった意味ですよ。そういうことを言っているんですよ。例えば認定農業者以外であっても親元の農業を完全継承できると、こういうふうに読むんですよ。

笠井事務局長補佐 そうですね。今のところそのように考えています。

北村地区調査会長 そうですね。それで今、阿部さんがおっしゃったような、完全継承の条件ですよ。賃貸契約するのか所有権移転するのか、そ

うというようなことも、一応、詰めるということでお願いいたします。

笠井事務局長補佐
議 長

はい。
他によろしいですか。ではこの意見書につきましては、10月17日の農政懇談会で市長に提出しますが、意見書の内容を事前に農林部へ説明する必要がございます。ただ今、いただいた意見を、事務局でさらに修正、また加筆を行って完成版にしますが、これについて来月の総会の内容を確認し議決しますと、農林部への事前説明が遅くなってしまいます。そこで、事務局で再度作成する修正案の最終確認は来月の上旬に開催する役員会で確認し、最終決定を役員にお任せいただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、議案第72号の農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、ただ今、いただいた意見を事務局で修正、加筆し、最終確認を役員会で行うことに対し、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。続きまして、議案第73号 長野市農政懇談会の開催についてを議題といたします。本件については、今月の各地区調査会で、事務局から説明し、事務局より各地区調査会での意見、検討を含めて、原案の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐

本件も、本日お配りしました資料2と書かれているものでございます。長野市農政懇談会について案をご覧いただきたいと思っております。長野市農政懇談会につきましては、日時としましては、令和5年10月17日の火曜日、午後3時から5時まで、5時15分から懇親会を予定しております。2番の場所でございますが、ホテル国際21で行います。3番の参集者でございますが、市長、農林部長、農林部の関係課長、市農業公社、農業委員さん、推進委員さん、全員を対象として開催をしたいと考えております。4番の内容につきましては、意見書をふまえて農業施策について懇談をしたいと思っております。5番の懇談会の次第でございますが、記載のとおりでございます。

お開きいただきまして、先に3ページをご覧いただきたいと思っております。先ほどの意見書のところで、枠の中の2番、遊休農地の発生防止解消についての、③番、果樹振興事業の拡充を追加させていただきました。ここが地区調査会との修正点でございます。これに伴いまして、2ページ目のタイムスケジュールでございますが、ここのところでも、(2)番の遊休農地の発生防止・解消についてのところ、提言と補足説明③番を追加しましたので、時間につきましては若干、修正を加えさせていただきました。

また3ページ目をご覧いただきたいと思っております。先ほども若

干、説明しましたが、今回の意見書の課題と補足説明者につきましては、欄の一番右にございます、まず、①番の地域計画での要望、こちらは北部地区の池田推進委員、②番の中間管理事業への移行に伴う提言、こちらは中部地区の北村地区調査会長。2番の①番、中山間地の農業機械化補助金制度の拡充、西部地区の和田地区調査会長、②番の防霜ファンの補助、北部地区調査会の北澤農業委員、③番の果樹振興における販売力強化と将来を見据えた振興対策、南部地区の青木推進委員。3番の①番、助成対象者の要件緩和につきましては、東部地区の宮本推進員、②番の助成対象者の要件緩和につきましては、南部地区の駒村農業委員。こちらの方々に課題と補足説明をお願いしたいと考えております。以上このような形で、農政懇談会を進めてまいりたいと思います。説明は以上でございます。ご検討をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました、それではこれより審議に入ります。本案件について発言のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　ただ今、委員の皆さまに、議案第 73 号の意見を確認したところ、特段のご意見はございませんでしたので、ここで採決に入ります。議案第 73 号 長野市農政懇談会の開催について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員、賛成ですので、議案第 73 号 長野市農政懇談会の開催については、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第 74 号 第 8 回長野県農業委員会大会における要請事項についてを議題といたします。事務局より各地区調査会での意見、検討状況を含めて、議案の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 　本件につきましても、お手元に配布させていただきました資料 3 というものでございます。第 8 回農業委員会大会における要請事項でございます。本件につきましては、地区調査会で説明をいたしまして、ご意見等ございませんでしたので、地区調査会の資料そのままという形になっております。裏のほうをご覧いただきたいと思います。大会における要請事項につきましては 2 項目でございます。(5) 番の担い手の確保対策について、こちらにつきましては、50 歳から 65 歳の新規就農時の起業資金の支援という形で、国と県に対して要望をさせていただきたいと思います。その下の、(6) 番、凍霜害対策につきましても、国、県に対しまして、凍霜害対策の補助金の制度の拡充につきましても、要望をさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。ご審議

- のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それではこれにつきまして審議に入ります。本案件について発言がある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 　ただ今、委員の皆さまに議案第 74 号の意見を確認したところ、特段の意見はございませんでしたので、ここで採決に入ります。議案第 74 号 第 8 回長野県農業委員会大会における要請事項について、原案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 74 号 第 8 回長野県農業委員会大会における要請事項については、原案のとおり決定いたしました。
- 以上で、予定した議事が終了したことから、これで私の議長の任を解かせていただきます。委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。
- 熊 井 主 幹 　曾根会長代理、議長の職務ありがとうございました。以上で、本日の議事は終了となります。次に、8 番のその他に移らせていただきます。委員の皆さまから何かございますでしょうか。よろしいですかね。ないようでございますので、最後に事務局から今後の日程等の説明をさせていただきます。
- 笠井事務局長補佐 　本日の次第をご覧いただきたいと思います。次第の一番下の所に、今後の日程ということで、第 8 回の総会の日程を記載させていただきます。日時につきましては、9 月 29 日の金曜日、午後 1 時 30 分から午後 4 時を予定しております。場所につきましては、会員室 203、第 2 庁舎の 10 階でございます。お忙しいところですが、ご予約をお願いいたします。続きまして、裏のページをご覧いただきたいと思います。新規の記載で皆さまに関係するところをご説明いたします。まず 9 番の第 9 回の総会でございます。日にちは、10 月の 31 日の火曜日、午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、会員室 203、第 2 庁舎の 10 階となります。
- 続きまして、一番下の 12 番でございますが、第 8 回長野県農業委員会大会でございます。先ほどの要請事項の案件でございますけれども、日にちが 11 月 21 日の火曜日、午後 1 時から午後 4 時まで。これは農業委員さん、推進委員さん全員が対象となっております。場所につきましては、ホクト文化ホールの大ホールを予定しております。また本件につきましては、9 月の地区調査会で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。今後の予定につきましては以上でございます。どう

ぞよろしく願いいたします。

熊井主幹 事務局からは以上でございます。それでは以上をもちまして、第7回長野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。皆さま、お疲れさまでございました。ありがとうございました。